



京都らしい MICE 開催支援補助制度

平成27年度
制度拡充!

より便利に!
より使いやすく!

この制度は、京都市からの補助金による支援事業で、京都市内で開催されるMICEにおいて京都らしさを演出し、且つMICE参加者に「ほんまものの京都」の一端に触れていただく機会を提供するため、京都らしい文化プログラムや伝統産業製品の活用費用の一部を補助することにより、京都市内でのMICE開催を支援することを目的とします。



費用を全額補助します! ※上限30万円

- 平成27年度
拡充ポイント
- 人数要件の緩和（ミーティング/インセンティブ/コンベンション:30名以上）
 - 補助対象事業に同窓会を追加（100名以上かつ、京都市外在住の参加者が5割以上）
 - 文化プログラム・伝統産業製品の併用が可能（併用で上限30万円）
 - 鏡開きも文化プログラムの対象に（清酒樽(京都ブランドに限る)の購入にも利用いただけます）

《この制度は、京都市が更なるMICE誘致を行うため強化した支援事業です》



公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー
〒604-0862 京都市中京区烏丸通夷川上ル 京都商工会議所ビル 5 階
[TEL]075-212-4140 (土日祝を除く 平日8:45~17:15) [e-mail] kyoto@hellokcb.or.jp
☆MICEページをリニューアルしました! 詳しくはこちらまで
<https://meetkyoto.jp>

meetkyoto.jp 検索

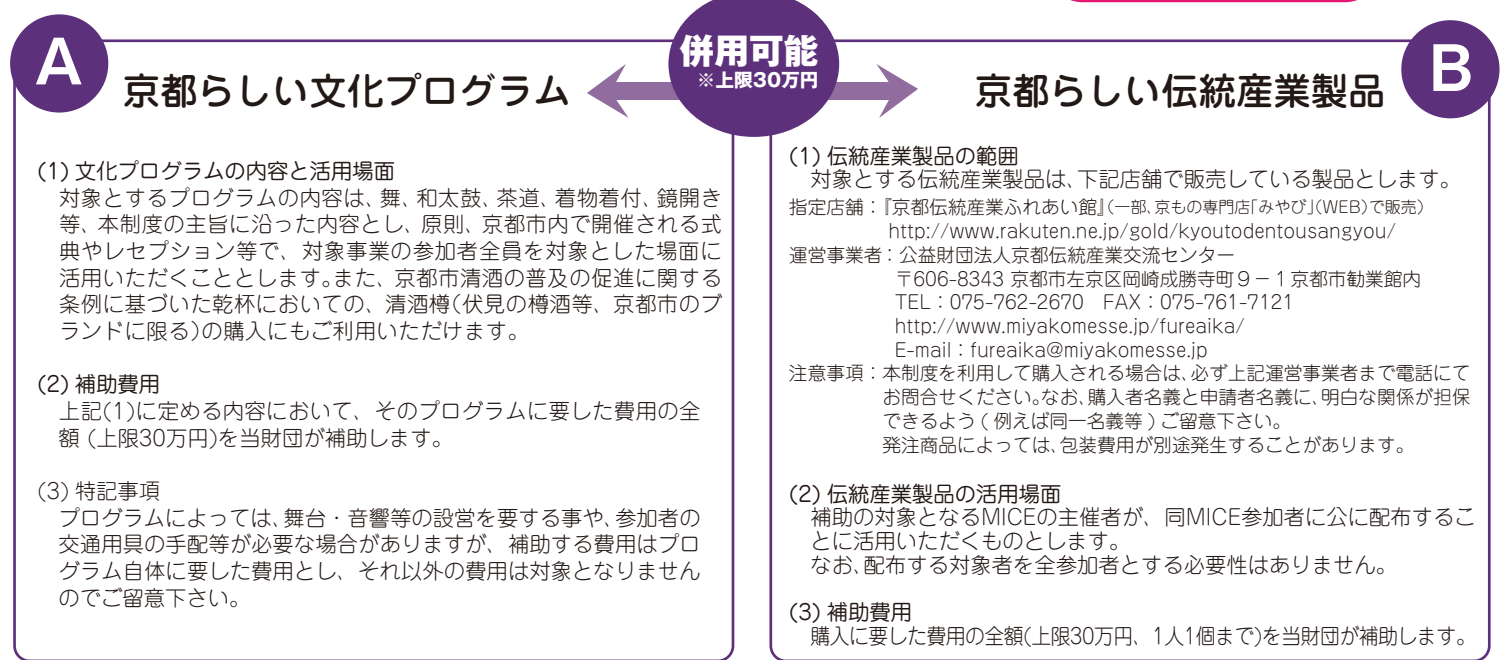
詳しくは
裏面へ⇒

■対象となるMICE事業 補助の対象となるMICEは、一般観光を目的とするものではなく、企業・団体等が主催するコンベンション、ミーティング、インセンティブトラベル、同窓会であり、次の要件を全て満たす事業とします。

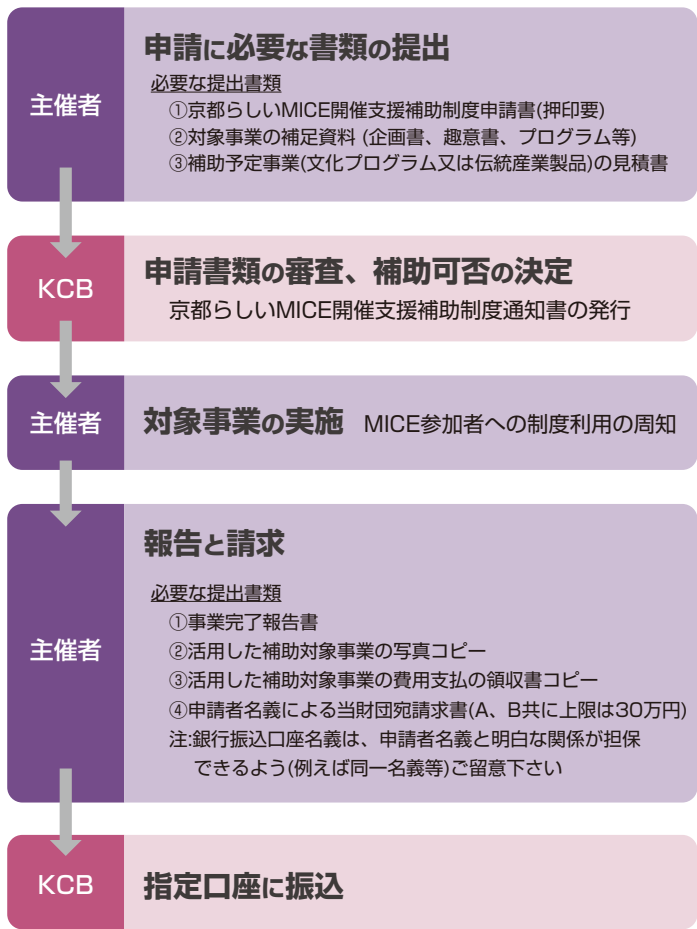
- ① 主たる事業が平成27年4月1日～平成28年3月31日の間に、京都市内で開催されること
- ② 京都市内での事業会期が 1 日以上であること
- ③ 対象事業の参加予定者が ミーティング / インセンティブ / コンベンション：30 名以上
同窓会：100 名以上(但し、京都市外在住の参加者が5 割を超えることが条件)
- ④ 開催事業自体が営業行為を目的としないものであること
- ⑤ 政治活動又は宗教的活動を目的としないものであること

■補助内容 補助の対象とする費用等は下記(A)・(B)の併用、もしくは (A) 又は (B) とします。
なお、参加者へのプログラム等で必ず当制度を活用したことを周知してください。

全額補助 (上限30万円)



■申請フロー



●申請・審査・通知

(1) 申請者：申請者は、原則対象事業の主催者となります。但し、代理店等が申請される場合は、別途主催者等の情報を提出いただきます。

(2) 申請時期：申請時期は、対象事業の開催予定日 1 ヶ月前までとします。

(3) 申請書類：①別紙申請書(主催者印の押印)
②当該事業の補足資料(企画書、事業計画書、プログラム等)
③補助予定事業(文化プログラム又は伝統産業製品)見積書

(4) 申請書提出先：
公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー
国際観光コンベンション部「京都らしいMICE開催支援補助制度」担当 宛
〒604-0862 京都市中京区烏丸通美川上ル京都商工会議所ビル5階
[TEL]075-212-4140 [FAX]075-212-4121 [E-mail]kyoto@hellokcb.or.jp

(5) 審査：申請を審査した上で、当該事業が補助対象となった場合は、「京都らしいMICE 開催支援補助制度通知書」を発行します。なお、申請書を提出いただいても、同通知書が発行されるまで補助は確定しません。

●報告

(1) 変更事項等の報告：申請者は、申請事項等に変更のあった場合は直ちに書面をもって報告していただきます。

(2) 取り消し：下記の場合は補助を取り消すこととします。
①申請事項に虚偽があった場合
②申請事項に変更が生じ、補助が適当でないと認めたとき
③その他、(公財)京都文化交流コンベンションビューローが不適当な事由があると認めたとき

(3) 事業完了報告：申請者は、補助対象事業終了後 1 ヶ月以内に、下記の書類を提出いただきます。
①事業完了報告書 ②活用した補助対象事業の写真コピー
③活用した補助対象事業の費用支払の領収書コピー
④申請者名義による当財団宛請求書(上限30万円)

(4) 支払：上記(3) 事業完了報告受理後、申請者にお支払いします。

●特記事項

本制度利用のため申請者が行う「京都らしい文化プログラム」並びに「京都らしい伝統産業製品」の手配、購入につきましては、申請者と手配・購入先との間での契約行為であり、当財団は同契約について一切の責任を負いかねますので予めご了承下さい。

●その他

(1) 本制度は、京都市からの補助金により、当財団の予算の範囲内において年度単位(4月1日から翌年3月31日)で行っており、原則申請順で審査を行うことから、年度内でも申請受理多数の場合、募集を中止する場合があります。予めご了承下さい。

(2) この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、コンベンションビューロー専務理事が別途定めます。

●附則 この要項は、平成27年4月1日から適用します。